

三鷹市の教育に関する大綱（改定案）

第 1 章 基本的な考え方

1 大綱の趣旨

平成 26 年 6 月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、地方自治体の長が、その地域の実情に応じた、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。これは、地方自治体の長が民意を代表する立場にあり、教育委員会の所管事項に関し、予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有していることや、教育に関する諸施策を推進していくためには、福祉や地域振興などの一般行政サービスとの密接な連携が必要であることなどによるものです。

また、その策定に当たっては、地方自治体の長と教育委員会で構成する「総合教育会議」で協議を行うこととされています。

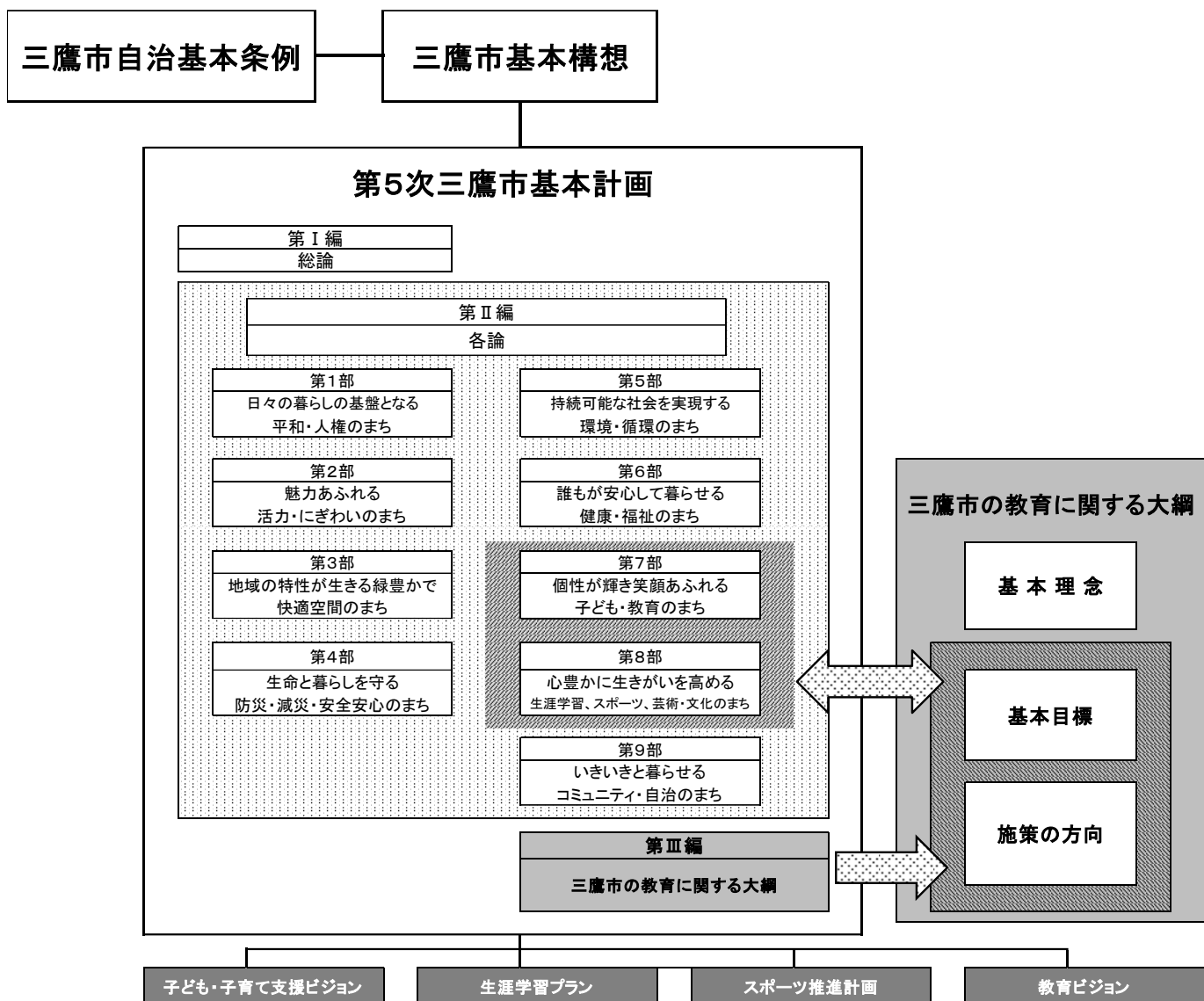
「三鷹市の教育に関する大綱」（以下「大綱」という。）は、こうした制度に基づいて、平成 27 年 7 月に設置した「三鷹市総合教育会議」における協議を経て平成 28 年 3 月に市の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の方針として策定しました。

今般の改定は、第 5 次三鷹市基本計画の策定に合わせて見直しを行うものです。

2 大綱の位置づけ

市は、計画行政を支える市民自治の仕組みを定める「三鷹市自治基本条例」に基づき、市の最上位計画として「三鷹市基本構想」を定めており、基本目標とともに、中長期的なまちづくりの方向性を盛り込んでいます。また、その実現を図るため、基本計画を策定しており、第 5 次三鷹市基本計画では、基本構想に掲げる高環境・高福祉のまちづくりを進めるための 9 つの施策のもとに 32 の各論を位置付け、主要事業を中心とした 4 年間の実効性をもった計画としています。

大綱では、市の最上位計画である基本構想と、市政運営の最高規範となる自治基本条例に基づく市民自治のまちづくりと整合を図りながら「基本理念」を定めます。また、第 5 次三鷹市基本計画の第 7 部「個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち」、第 8 部「心豊かに生きがいを高める生涯学習、スポーツ、芸術・文化のまち」が、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の内容となることから、第 7 部と第 8 部を大綱の「基本目標」と「施策の方向」に位置づけ、第 5 次三鷹市基本計画の中に 1 つの「編」として組み込むこととします。



3 期間

この大綱は、第5次三鷹市基本計画との整合を図り、2027（令和9）年度までの方針とします。

第2章

基本理念

大綱の基本理念は、自治基本条例に定める「学校と地域との連携協力」と、基本構想に掲げる「平和の希求、人権の尊重、自治の推進」を基調とし、次の4点とします。

- すべての子どもの人権の尊重
- 地域の多様な主体の参加と協働による教育・子ども子育て支援
- 個人と社会のウェルビーイングの実現に向けた「人間力」と「社会力」を主体的に発揮できる子どもたちの育成
- 一人ひとりの心と体の健康を高めるための、生涯学習、スポーツ、芸術・文化のまちな実現

また、この実現に向けては、教育、学術、文化の振興に関する施策を総合的に推進することが求められます。そのため、家庭教育、学校教育、生涯学習、スポーツ、芸術・文化に関する施策の連携によって、多世代の市民が関心・興味を抱き、地域活動等に参画する「参加と協働のまちづくり」を推進していきます。

○ すべての子どもの人権の尊重

差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重などを基本理念とする「子ども基本法」の趣旨を踏まえ、「子ども人権基本条例（仮称）」を制定し、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが、いつでも、どこでも自分らしく生きることができるまちづくりを進めます。子どもを権利の主体として位置づけ、子どもが安心して、暮らしていけるように、教育・福祉などの連携により、地域が一体となって、子どもの健やかな成長を支援します。また、貧困など生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。

子どもの意見を十分尊重するため、学校教育において子どもの意見を聞く機会を積極的に設けます。

○ 地域の多様な主体の参加と協働による教育・子ども子育て支援

地域の子育て支援環境の整備には、市民、住民協議会、NPO、民間事業者等地域における多様な主体の参加と協働が必要です。多様な人財が教育・子育て支援に参画することで、居心地のよい居場所を提供するほか、きめ細かな相談につなげるなど、地域全体で子どもの成長を支えるため、積極的な連携強化を図っていきます。

また、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の更なる充実を図り、地域の力を活かした創意工夫を図ることによって特色ある学園・学校づくりを進めます。さらに学校を核としたコミュニティづくりであるスクール・コミュニティの発展に向け、地域の共有地「コモンズ」としての学校への移行をめざし、学校3部制を推進します。

○ 個人と社会のウェルビーイングの実現に向けた「人間力」と「社会力」を主体的に発揮できる子どもたちの育成

変化の激しい予測困難な時代において、未来を担う子どもたち一人ひとりが、自らの幸せな人生とより良い社会の創造、すなわち個人と社会のウェルビーイングの実現のための大切な条件として、基礎的な素養を身に付け、自立して考え判断し、心身ともに健やかに力強く生きていくための総合的な力である「人間力」と、多様な個性を尊重し、適切な人間関係を結びながら社会に参画し、共に生きていく力である「社会力」を主体的に発揮できるようになることが重要です。

幼児教育との連携にも留意しながら、連続性と系統性のある学習を保障し、子どもたちの義務教育9年間の学びと15歳の姿に責任をもった教育の実現に努めます。また、国立天文台周辺のまちづくりの中で、義務教育学校の制度を活用した新しい小・中一貫教育校の整備に向けた取組を進めます。

さらに、誰一人取り残さない一人ひとりを大切にする教育の実現に向け、デジタル技術も適切に活用しながら、個別最適な学びと、地域資源の活用や地域での学びを含む協働的な学びを推進します。

○ 一人ひとりの心と体の健康を高めるための、

生涯学習、スポーツ、芸術・文化のまちの実現

市民一人ひとりが生涯学習活動を通じ、生きがいの発見、自己実現を図るとともに、その学びを地域に還元し活動に生かす「学びと活動の循環」の創出により、地域全体が発展していく持続可能な社会の実現をめざします。

また、市民がスポーツを生涯の友にし、ライフスタイルやライフステージに応じて、スポーツに親しみ楽しむ機会を充実することで、一人ひとりの心と体の健康都市づくりを進め、健康・福祉の増進及び地域の活性化を図ります。

さらに、市民が芸術・文化に触れる機会の創出や、市民の文化活動の活性化をめざし、芸術・文化の担い手の育成や、関係団体等とも連携を図りながら、教育普及活動に取り組みます。

第3章

基本目標と施策の方向

◆基本目標1 個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち

○ 施策の方向

- (1) 子ども・子育て支援【第7部―第1 (p.87-90)】
- (2) 教育【第7部―第2 (p.91-94)】

◆基本目標2 心豊かに生きがいを高める 生涯学習、スポーツ、芸術・文化のまち

○ 施策の方向

- (1) 生涯学習【第8部―第1 (p.95-97)】
- (2) 図書館【第8部―第2 (p.98-99)】
- (3) 芸術・文化【第8部―第3 (p.100-102)】
- (4) スポーツ【第8部―第4 (p.103-105)】

※【 】内は第5次三鷹市基本計画の掲載箇所を記しています。